

鳥取縣公報

昭和二十五年八月十五日 火曜日
第二千三百三十四号

本書ノ大キサハ國ノ規格A五判

條例

◇鳥取縣條例第四十五号

図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第十條の規定により鳥取縣立図書館設置條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立図書館設置條例

第一條 鳥取縣立図書館は、図書館法第二條に規定する目的をもつて設置し、同法第三條に規定する図書館奉仕の業務を行う。

第二條 鳥取縣立図書館を次のように設置する。

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|--------|
| 鳥取縣立鳥取図書館 | 鳥取市西町 |
| 同 倉吉分館 | 東伯郡倉吉町 |

同 米子分館 米子市久米町

同 日野分館 日野郡根雨町

第三條 この條例に定めるものの外、図書館の運営に必要事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

◇鳥取縣條例第四十六号

鳥取縣温泉審議會條例を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣温泉審議會條例

(目的)

第一條 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十

九條の規定による鳥取縣温泉審議会(以下審議会といふ)は、知事の諮問に依り温泉及びこれに関する行政について調査審議することを目的とする。

(構成)

第二條 審議会は委員十五人以内でこれを組織する。

2、特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

3、前項の臨時委員は五人以内とする。

第三條 委員及び臨時委員は関係行政庁の官吏又は吏員、温泉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2、温泉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は二箇年とし、關係行政庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員の任期はその職にある期間とする。

3、臨時委員は特別の事項の調査審議が終了したときは退任するものとする。

4、委員又は臨時委員に職務遂行上の支障あり又は委

員若しくは臨時委員たるにふさわしくない行為があつたときは前二項の規定にかかわらず知事は審議会の意見をきいてこれを解任することができる。

(会長及び副会長)

第四條 審議会に会長を置く。

2、会長は委員の五選によりこれを定める。

3、会長は会務を総理し会議の議長となる。

4、会長に事故があるときは委員のうちからあらかじめ五選された者がその職務を代理する。

(議決方法)

第五條 審議会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2、議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長が決するところによる。

(幹事及び書記)

第六條 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2、幹事及び書記は關係行政庁の官吏又は吏員のうちから知事がこれを任命する。

- 3、~~幹事~~は会長の指揮を受けて庶務を整理する。
 - 4、書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。
- 附則
この條例は公布の日から施行する。

鳥取縣條例第四十七号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第十九号鳥取縣公衆浴場取締條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公衆浴場取締條例中改正條例

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 公衆浴場を設置しようとするときは既設浴場から三百米以上離れていなければならない。但し土地の状況、その他公衆衛生上特に設置を必要と認める場合はこの限りでない。

告 示

鳥取縣告示第三百九十九号

家畜商法第七條により次の者に対し家畜商の免許を取消した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 取消年月日

郡市一町村一大字一番地一氏名

| | | | | | |
|----|----------|----|-------|-----|-------|
| 九 | 二五、四、一 | 鳥取 | 西品治 | 五九四 | 奥田 順勝 |
| 二五 | 二四、一二、一〇 | 岩美 | 浦生 | 五三五 | 中村万壽雄 |
| 三五 | 二五、四、一〇 | 八頭 | 隼 福井 | 二一四 | 上田 長藏 |
| 五一 | 同 一、三一 | 同 | 国英 片山 | 一六一 | 谷 虎治 |

| | | | | | | |
|-----|---------|------|----|-----|-----------|-------|
| 六三 | 二五、一、一一 | 同 | 若櫻 | 高野 | 三九八 | 厨子勇五郎 |
| 二九七 | 同 | 四、一〇 | 同 | 丹比 | 徳丸一、六三三 | 尾崎 虎治 |
| 二九九 | 同 | 三、一五 | 同 | 國英 | 山手 一三三二 | 山根 重藏 |
| 三〇三 | 同 | 四、二〇 | 東伯 | 下中山 | 國中二二三ノ一 | 山西 勇藏 |
| 一四〇 | 同 | 三、三一 | 同 | 上小鴨 | 上古川 一六一 | 前田 尊義 |
| 一四四 | 同 | 三、二七 | 同 | 南谷 | 松河原 一七二 | 石川辰 藏 |
| 一五七 | 同 | 三、三〇 | 同 | 浦安 | 下伊勢 五七〇 | 谷田 又藏 |
| 一五八 | 同 | 一、一三 | 同 | 同 | 金市 一二二七 | 尾古 藤一 |
| 二七八 | 同 | 三、一〇 | 同 | 山守 | 明高 八四六 | 福永 清市 |
| 二九一 | 同 | 三、三一 | 同 | 八橋 | 八橋 四三二 | 田中 久藏 |
| 三〇三 | 同 | 三、二二 | 同 | 大誠 | 東園 三六三 | 金山 廣美 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 西園一、〇九〇 | 篠原三十郎 |
| 三三三 | 同 | 五、二 | 同 | 浦安 | 下伊勢 四二〇 | 加登脇重雄 |
| 二六六 | 同 | 三、三一 | 日野 | 多里 | 上萩山四八六ノ四〇 | 黒田 森藏 |
| 二七一 | 同 | 四、五 | 同 | 江尾 | 江尾一、九二五 | 岡田利三郎 |
| 二八五 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 一〇一ノ一 | 上前源太郎 |
| 三一 | 同 | 四、六 | 米子 | 富士見 | 丁目 八三ノ二 | 西村 熊藏 |

鳥取縣告示第四百号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡大篠津村一、二八七番地

現住所 米子市西町三六ノ一 鳥取大学医学部附属病院内

昭和二十五年七月二十一日第一、五二二号

木 村 孝 子

昭和四年十二月八日生

本籍地 東伯郡泊村大字原四九七番地

現住所 東伯郡上井町上井二二三ノ二番地 足立作郎方

昭和二十五年七月二十一日第一、五一三号

加 藤 千 代 子

大正七年一月十七日生

鳥取縣告示第四百一號

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡成実村橋本二四七番地

現本籍地及び現住所 鳥取市西町二六七番地

昭和二十五年六月二十六日婚姻により前姓「前川」

を「田中」に並びに本籍地変更により昭和二十五

年七月七日名簿訂正方願い出たので同年同月二十

一日名簿訂正

田 中 三 枝

大正十一年二月十日生

鳥取縣告示第四百二號

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 岡山縣眞庭郡湯原町湯本一三九番地

住所 鳥取市西町九〇ノ一 小田大吉方

昭和二十五年五月二十二日岡山縣へ転住により同

年七月十五日名簿取消方願い出たので昭和二十五

01012

年七月二十一日取消

進

弘 枝

大正十五年七月一日生

鳥取縣告示第四百三三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、西伯郡逢坂村大字塩津字前田一五三番及び一五三ノ一番地先不認定道路敷十坪

(図面は土木部經理課保存)

鳥取縣告示第四百四号

冷水温障害防止施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

水温障害防止施設事業補助要項

第一 かんがい水温過冷に因る水稻の減収を防止するため水温上昇施設を行う者に対しこの要項によつて予算の範囲内で補助金を交付する。但し別に国又は縣から補助金又は奨励金を受けるときは交付しない。

第二 補助金は冷水温障害防止施設事業費の五割以内を交付する。

第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一、設計書
- 二、事業施行について議決又は同意を要するものはその書類
- 三、收支予算書
- 四、共同で事業を行う場合は代表者を定めこれを証する書類

第四 知事は補助金の交付を適當と認めるときは條件を定めて指令書を交付する。

第五 設計書を変更するときは別記第二号様式によつて

01013

知事に届け出なければならない。

知事は前項の届け出があつた場合必要があると認めるときは計画の変更その他必要な命令をすることができ

第六 補助金を請求しようとするものは毎四半期終了後直ちに別記第三号様式によつて請求書を知事に提出しなければならない。

第七 補助金は実施検査の上査定して交付する。

第八 補助金の交付を受けるものは事務所を設け事業の状況、費用の收支その他事業に関する事項を明かにする書類を備へ付けて置かなければならない。

第九 知事は補助金の交付を受けるものに対しては職員に書類、会計、物件、工事等を検討させて指導監督上必要な処置をとらせることができる。

知事は工事検査のため必要があるときは工事の一部をこわさせることがある。この場合その部分の復旧費は事業者が負担するものとする。

第十 次の各号の一に該当するときは補助金交付の指令

を取り消すか又は既に交付した補助金の全部或は一部を返させることができる。

一、この要項に違反したとき又は不正の行爲があると認めるとき

二、工事のでき型が不完全であるか又は工事の停止、廢止等によつて竣功の見込がないと認めるとき

第十一 この要項によつて提出する書類はすべて所轄の市町村及び地方事務所を経由しなければならない。

附則

この要項は昭和二十五年四月一日から適用する。

第一号様式

冷水温障害防止施設事業補助願

標記の事業を施行致しますから冷水温障害防止施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願致します。

昭和 年 月 日

住所

氏名

名

印

知事宛

第二号様式

冷水温障害防止施設事業設計書変更届

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第号補助指令に基
く設計書を別紙の通り変更致しますから關係書類を添
えて御届け致します。

昭和 年 月 日
住所

氏名 印

知事宛

第三号様式

冷水温障害防止施設事業補助金請求書(第 回)

一金

昭和 年度事業の爲支出した金額 円に対する

何分の何

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 号補助指令

に基く前記の補助金を交付下さるよう請求します。

昭和 年 月 日

住所

知事宛 氏名 印
昭和 年度第 四半期事業成績書

工種 予定施設前回数 今回実績 終了
数量 実績 予定 備考

備考
一、工事施行後の土地利用状況を末尾に詳細に記入
のこと
二、予定の数量を終了しなかつたものについてはそ
の理由を備考欄に記入すること
昭和 年度第 四半期收支決(精)算書

収入

| 科目 | 当初より前 回数収入額 | 今回 収入額 | 附記 |
|----|----------------|-----------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考
補助金、補助金奨励金、寄附金、雑収入等は附記欄
に詳細説明すること

支出

| 科目 | 施設設計 予算総額 | 前回迄に今回支出 前回数に今回支出 支出した事業 事業費額 | 計 | 残額 | 附記 |
|----|--------------|--|---|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

備考

附記欄には今回支出事業費の内訳を記載すること

鳥取縣告示第四百五号

氣高郡小鷲河村内縣道鷲峯浜村停車場線の起点に架設の
橋梁を八月一日から次のように改名した。
昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

旧名 改名

小別所橋 鷲峯大橋

鳥取縣告示第四百六号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように
建設業者登録簿に変更登録した。
昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登 録 年 月 日 商 号 又は 名称 主たる 営業所 申 請 者 氏 名

鳥取縣知 昭和二十 未廣土建 元 鳥取市東品治 取締役
事登録 十四年 工業株式 改 町五八ノ二四 池長
(五) 十月十 会社 改 鳥取市瓦町 一八四 池谷秀雄
第二九号 九日

鳥取縣告示第四百七号

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章、縣稅滯納者財
産差押証票及び檢稅吏員証を次のように返納した。
昭和二十五年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区 分 番号 交付 返納年月日 所属庁 職名 氏名

縣稅檢査章 七〇 昭和二十五年 五月三十一日 返納 東伯地鳥取縣 方事務 事務吏 沖江 龜治

同 二三 同七月十七日 同 同 宮川 民夫

門田千恵

一、指定の場所 東伯郡倉吉町新町三丁目 一〇六四の六

一、建築線の延長 一五、九メートル

一、建築線間の距離 四、〇メートル

一、図面 (省略)

一、申請人の住所氏名 鳥取市新町五〇
鳥取米油株式会社
社長 縫谷 誠三郎

一、指定の場所 鳥取市行徳二五の一、二五の二、二六の四、二六の六、二六の八、四一の三、四二の三、四二の四

一、建築線の延長 一六九、四五メートル

一、建築線間の距離 四メートル及び五メートル

一、図面 (省略)

一、申請人の住所氏名 鳥取市今町一丁目一
竹内 颯佐男

一、指定の場所 鳥取市今町一丁目一番地、二番地

一、建築線の延長 三三、〇メートル

一、建築線間の距離 四、〇メートル

一、図面 (省略)

◇鳥取縣告示 四百十一号
昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
氣高郡大和村農地委員会三号委員の候補者につき覚書に
掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日
を次の通り指定する。
昭和二十五年八月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記
昭和二十五年八月十六日から
同年同月二十日まで

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第九号
図書館法(昭和二十五年法律第一一八号)第十條及び
第二十四條の規定により図書館の設置、廃止及び設置者
変更の報告(届出)規則を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會

図書館設置、廃止及び設置者変更報告(届出)規則

第一條 図書館法(以下單に「法」という。)第十一條に定める報告は、第一号、第二号及び第三号の様式による。

第二條 法第二十四條に定める届出は、第四号、第五号及び第六号の様式による。

第三條 前二條の報告、届出事項に変更のあつた場合は、その都度報告又は届出をしなければならない。

附則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

2 図書館令施行細則(昭和九年八月鳥取縣令第三十七号)は廃止する。

第一号様式

年 月 日

市(町)(村)長氏 名

鳥取縣教育委員會宛

図書館設置報告について

本市(町)(村)に図書館を設置しましたので図書館法第十一條の規定により左記事項を附し報告します。

記

一、名称

一、位置

一、開館年月日

一、管理者の氏名

一、用地、建物の面積及び図面

一、図書館備品明細書

一、図書館設置條例書

一、図書館規則寫

一、図書館協議會委員の氏名表

一、当該年度の事業及び歳入歳出予算書

一、その他参考となる事項

(記載上の注意)

1、土地、建物に関しては、総面積、建坪、新築、転用、

併設の別を記載し建物の平面図を添付すること。
 2、職員及び協議会委員の氏名を記載するときは、前者はその専任、兼任の別(兼任の場合はその本務にかゝる役職名を附記)後者は法第十五條第一項各号の該当所属団体名、職業、役職名、年齢を附記し、兩者共教職員適格審査に適格せる旨明示すること。

第二号様式

年 月 日

市(町)(村)長 氏 名

鳥取縣教育委員会宛

図書館廃止報告について

〇〇市(町)(村)立〇〇図書館を廃止しましたので、図書館法第十一條の規定により左記事項を附し報告します。

記

- 一、廃止した年月日
- 一、廃止した理由
- 一、廃止に関する議会の議決書寫
- 一、施設及び備品の処分方法

第三号様式

年 月 日

(旧設置者)氏 名
(新設置者)氏 名

鳥取縣教育委員会宛

図書館設置者変更報告について

本市(町)(村)設置にかゝる〇〇図書館の設置者を左記の通り変更したので、図書館法第十一條の規定により左記事項を附し連署をもつて報告します。

記

- 一、旧設置者名
- 一、新設置者名
- 一、設置者変更年月日
- 一、その他参考事項

第四号様式

年 月 日

法人代表者 氏 名

鳥取縣教育委員会宛

図書館設置届出について

本法人は図書館を設置したいので、図書館法第二十四條の規定により左記事項を附し届け出ます。

記

- 一、名称
- 一、位置
- 一、開館しようとする年月日
- 一、設置者の名称又は氏名
- 一、用地、建物の面積及び図面
- 一、図書館規則寫
- 一、法第十四條にいう図書館協議会のようなものがあれば、その名称、規則寫及び委員氏名表
- 一、職員氏名表
- 一、当該年度の主要事業及び経費予算
- 一、定款又は審附行爲その他の諸規則寫
- 一、その他参考となる事項

(記載上の注意)

第一号様式記載注意を参照のこと

第五号様式

年 月 日

法人代表者 氏 名

鳥取縣教育委員会宛

図書館廃止届出について

本法人設置にかゝる〇〇図書館を廃止したいので図書館法第二十四條の規定により、左記事項を附し届け出ます。

記

- 一、廃止しようとする年月日
- 一、廃止しようとする理由
- 一、廃止についての総会又は理事会の議決書寫

第六号様式

年 月 日

(旧法人代表者)氏 名
(新法人代表者)氏 名

鳥取縣教育委員会宛

図書館設置者変更届出について

本法人設置にかかる〇〇図書館の設置者を左記の通り変更したいので、図書館法第二十四條の規定により所要事項を附し連署をもつて届け出ます。

記

- 一、旧設置者名
- 一、新設置者名
- 一、設置者を変更しようとする年月日
- 一、設置者変更の理由
- 一、その他参考事項

◇鳥取縣教育委員會規則第十号

鳥取縣立図書館々則を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣立図書館々則

- 第一條 鳥取縣立図書館(以下單に「図書館」という。)の運営はこの規則による。
- 第二條 図書館の開館時間は次の通りとする。

- 一 四月一日より九月三十日まで午前八時三十分より午後五時まで
- 二 十月一日より翌年三月三十一日まで午前九時より午後五時まで

前項の開館時間の変更は必要により鳥取縣立図書館長(以下單に「館長」という。)が行うことができる。

第三條 図書館の休館日は次の通りとする。

- 一 年始 一月一日より一月五日まで
- 二 国の祝日
- 三 曝書期 秋季の間凡そ十日間
- 四 館内整理日 毎月末日但し祝日又は日曜日に当るときは前日に繰上げる

五 年末 十二月二十八日より十二月三十一日まで

前各号の外事情上止むを得ないときは館長は臨時休館することができる。但し臨時休館は緊急を要する場合を除き五日以前にこの旨を掲示しなければならない。

第四條 図書、記録、資料、器具又は参考品を紛失、汚損、若しくはき損したときは、これと同等の現品をも

ついで償しなければならぬ。

前項の現品をもつて弁償することができないときは、館長の指定する相当の物をもつてこれに代えることができる。

第五條 前條に規定する義務を果さない者に対しては、館長において図書及び参考品等の閲覧又は観覧を禁ずることができる。

第六條 閲覧又は観覧に関する掲示に違背し若しくは館員の指示に従わない者は、館長において退館を命じ又は登館を禁ずることができる。

第七條 この規則に定めるものの外、図書館奉仕に關し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。
- 2 鳥取縣立鳥取図書館々則(昭和六年七月鳥取縣令第四五号)は廃止する。
- 3 分館の休館日についてこの規定によることができる

いときは、当分の間別の取扱をすることができる。

◇鳥取縣教育委員會規則第十一号

鳥取縣立図書館処務規程を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員會

鳥取縣立図書館処務規程

第一條 鳥取縣立図書館に次の職員を置く。

- 館長及び分館長
- 司書及び司書補
- 主事
- 技師

前項職員の外に、雇員、囑託及び傭人を置くことができる。

第二條 館長は、館務を掌理し所属職員を指揮監督する。分館長は、館長の命をうけて分館務を掌理する。

司書は、館長若しくは分館長の命をうけて専門的事務に従事する。

01024

司書補は、司書の職務を助ける。
主事及び技師は、館長若しくは分館長の命をうけてそれ／＼館務を分掌する。
雇員、囑託及び傭人は、上司の命をうけてそれ／＼館務に従事する。

第三條 館長は、次の事項については教育長の認可をうけなければならない。

- 一 処務細則の設定廢改に関すること
- 二 館長の縣外出張に関すること
- 三 三日以上にわたる臨時閉館に関すること
- 四 その他重要な事項に関すること

第四條 館長は次の事項を専決することができる。

- 一 職員事務分掌に関すること
- 二 職員の出張に関すること
- 三 図書館協議会委員の招集に関すること
- 四 職員の仕事に関する願、届の処理に関すること
- 五 職員の時外勤務に関すること
- 六 贈又は委託にかゝる図書教育参考品の收受に関すること

七 その他軽易な事項に関すること
第五條 館長は、前條に規定する事項の一部を更に分館長に委任することができる。

第六條 処務細則については、鳥取縣教育委員会処務細則（昭和二十四年三月鳥取縣教育委員会規則第七号）に準じて館長が別に定める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年七月三十日から適用する。

教育委員会訓令

鳥取縣教育委員会訓令甲第一号

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市 | 町 | 村 | 長 |
| 学 | 校 | | 長 |
| 図 | 書 | 館 | 長 |
| 教 | 育 | 委 | 員 |
| 会 | 各 | 支 | 所 |
| 各 | 支 | 所 | 長 |

次に掲げる訓令は、昭和二十五年七月三十日限り廢止す

01025

る。

鳥取縣訓令甲第二十一号（大正十一年十月）図書館施設要項

鳥取縣訓令甲第十二号（昭和九年八月）町村立図書館施設要項

鳥取縣訓令甲第五十四号（昭和二十二年十一月）鳥取縣立鳥取図書館分館規程

鳥取縣訓令乙第八十七号（昭和五年六月）鳥取縣立鳥取図書館処務規程

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員会

教育委員会告示

鳥取縣教育委員会告示第十一号

市町村図書館々則、準則並図書館設置廢止認可申請書式例（昭和九年八月鳥取縣告示第四百二十六号）は、昭和二十五年七月三十日限り廢止する。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員会

鳥取縣教育委員会告示第十二号

昭和二十六年新制大学入学資格認定試験実施要項を次のように定める。

昭和二十五年八月十五日

鳥取縣教育委員会

昭和二十六年新制大学入学資格認定試験実施要項
昭和二十六年に於ける新制大学入学資格認定試験は次の要項によつて実施する。

一、受験資格

- 1、旧制度の中等学校令による中等学校（中学校、高等女学校、実業学校）の卒業生、但し同令第十九條によるものを除く（所謂乙種中等学校卒業者を除く）
- 2、青年学校本科卒業生（修業年限三年未満の者を除く）
- 3、専門学校入学者檢定規定による試験檢定に合格した者

- 4、実業学校卒業程度検定規定による試験検定に合格した者
- 5、その他文部大臣において専門学校入学に関し、中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力があると認定した者
- 6、昭和十九年三月三十一日までに修業年限五年の中学校又は高等女学校の第四学年を修了した者、及文部大臣においてこれと同等以上の学力があると認めたる者
- 7、国民学校専科教員免許状又は国民学校初等科教員免許状を有する者
- 二、出願手続
 - 1、受験者は、次の書類と共に受験料を出願期間内に試験事務取扱学校長宛提出する。但し郵便の場合は、九月二十五日付の消印あるものは有効とする。
 - A 受験願書
 - B 受験票(寫眞貼附)
 - C 出身学校長による旧制中等学校卒業証明書、專

- 検もしくは実検合格証明書、又はこれに準じて受験資格のあることを証明するに足るもの
- D 受験料 二百五十円
- 2、試験事務取扱学校は、受験票に受付番号を記入して貼附書類に契印を施し、これを受験者に返戻する。受験料の受領証はこれを以てかへる。
- 3、試験事務取扱学校
 - 鳥取縣立東伯高等学校(鳥取縣東伯郡由良町字由良宿)
- 4、受験者は試験当日必ず受験票を携行すること。
- 三、日程
 - 1、出願期間 自九月十日 至九月二十五日
但し本年度の専検、実検合格者からの受験願書の受付は試験前日までとする。
 - 2、試験期日 十月六日(金) 十月七日(土) 午前十時より
 - 3、時間割

| 月 | 時 | 間 | 記 | 事 |
|-----|------|--|----------------------------------|---|
| 第一日 | 十月六日 | 一〇、〇〇 一〇、〇一—一、四〇 一一、四〇—一二、三〇 一二、三〇—一四、〇〇 一四、一〇—一五、四〇 | 集合 注意 国語 休憩 数学 社会 | |
| 第二日 | 十月七日 | 一〇、〇〇 一〇、〇一—一一、四〇 一一、四〇—一二、三〇 一二、三〇—一四、〇〇 一四、二〇 | 集合 理科 休憩 英語 諸注意 | |

- 4、試験場 鳥取縣立東伯高等学校由良校舎(山陰線由良駅下車)
- 5、合格者発表期日 十月十二日
- 6、合格者発表方法 直接本人宛合格証を郵送する。
- 四、試験問題の範囲及び程度
 - 1、試験は次の教科について行う
国語、社会、数学、理科、外国語
 - 2、試験問題の程度は新制高等学校卒業の程度とする。

- 3、社会は次の科目の中からその一を選択する。
西洋史、東洋史、人文地理、時事問題
- 4、数学同
- 解柝二、幾何
- 5、理科同
- 物理、化学、生物、地学
- 6、外国語 英語
- 7、受験者は受験票の該当欄に選択志望科目を記入すること。
- 五、大学受験者は、この試験を受けた都道府縣に於て、進学適性検査をうけなければならない。
- 六、其他
 - 1、受験願書、受験票用紙は、八頭、鳥取西、由良、米子東、日野、境各高等学校に準備してある。
 - 2、凡て郵送の際は返信用封筒に切手を貼附し、宛先明記の上同封すること。

01028

彙報

- 一、廢置分合について
- (一) 昭和二十五年七月一日より熊本縣八代市のうち築地一番町乃至築地十二番町の区域をもつて郡築村を設置せられた。
 - (二) 昭和二十五年七月一日より長野縣更級郡篠ノ井町、トウフクジセンリユウ、東福寺村、川柳村を廢しその区域をもつて更級郡篠ノ井町を設置せられた。
 - (三) 昭和二十五年六月十日より廣島縣賀茂郡造賀村のうち大字造賀の区域を廢止せられた。
 - (四) 昭和二十五年七月一日より神奈川縣横須賀市のうち旧逗子町区域をもつて三浦郡逗子町を設置せられた。
 - (五) 昭和二十五年七月六日をもつて福井縣今立郡国高を廢止し、その区域を昭和二十五年七月七日より

- (六) 武生市に編入せられた。
 - (七) 昭和二十五年八月一日より京都府何鹿郡綾部町、中筋村、吉美村、山家村、西八田村、東八田村及び口上林村を廢し、その区域をもつて綾部市を設置せられた。
 - (八) 昭和二十五年八月一日より茨城縣那珂郡勝田町の一部を同郡那珂奏町に編入せられた。
- 二、名称境界変更について
- (一) 昭和二十五年五月二十二日より栃木縣河内郡雀宮村下都賀郡委村の境界の一部を変更せられた。
 - (二) 昭和二十五年四月一日より奈良縣添上郡田原村に編入された大字菩提山を大字春日野とその名称を変更せられた。
 - (三) 昭和二十五年七月一日より奈良縣生駒郡伏見村を伏見町とせられた。
 - (四) 昭和二十五年八月一日より茨城縣猿島郡古河町を古河市とせられた。
 - (五) 昭和二十五年八月一日より鹿児島縣揖宿郡額娃村

01029

を廢止町とせられた。

- (六) 昭和二十五年八月一日より山梨縣南都留郡禾生村大字四日市場字田代辻の内の一部を変更せられた。

三、地方事務所の移転について

- (一) 昭和二十五年六月二十七日より徳島縣勝名地方事務所は左記に移転して執務している。

記

徳島市新藏町一丁目二十三番地

四、役場位置の変更について

- (一) 昭和二十五年六月一日より栃木縣上都賀郡眞名子村役場は左記の通り役場の位置を変更された。

記

旧位置 上都賀郡眞名子村一、〇六三番地

新位置 同 一、〇八六番地

- (二) 昭和二十五年六月十一日和歌山縣海草郡岡崎村役場が焼失したので六月十五日から当分の間役場の位置を左記の通り変更された。

記

旧位置 海草郡岡崎村大字西五四九番地

新位置 同 寺内四二六番地

五、町長職印紛失について

- (一) 昭和二十五年四月十五日高知縣高岡郡久礼町において町長の職印を紛失した旨連絡があつた。なお職印は六分角である。

公 告

〃鳥取縣公報〃購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選挙管理委員会、縣公安委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回(火曜日、金曜日)のほか号外を発行しております。続いて御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に対しては申込みによつて発行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。

なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

昭和二十五年八月十五日印刷
昭和二十五年八月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣